



2017年7月3日

各 位

会 社 名 テクノプロ・ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 西尾 保 示
 (コード番号：6028 東証第一部)
 問合せ先 取締役 兼 CFO 佐藤 博
 (TEL. 03-6385-7998)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2017年6月30日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2017年7月18日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式12,400株
(3) 発 行 価 額	1株につき4,575円
(4) 発 行 総 額	56,730,000円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	Boyd&Moore Executive Search株式会社の取締役2名 12,400株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2017年7月3日付にて、Boyd&Moore Executive Search株式会社（以下「対象会社」といいます。）の発行済普通株式の100%を取得し子会社化いたしました（詳細は、2017年7月3日付開示「当社によるBoyd&Moore Executive Search株式会社の普通株式取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください）。本新株発行は、対象会社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）のリテンションを図るとともに、対象会社の当社グループにおけるシナジー創出を促進し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを対象取締役に与えるものです。

3. 譲渡制限付株式報酬制度（本制度）の概要及び発行内容

2名の対象取締役は、対象会社から支給された金銭報酬債権合計56,730千円を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式の発行を受けます。当該金銭報酬債権額と譲渡制限期間等は、対象会社の子会社化に伴う諸条件（役員報酬水準、アーンアウト期間等）を勘案した上で、対象会社において機関決定しております。今回、当社が新たに発行する普通株式の総数は、12,400株です。本新株発行は対象会社と協議の上、子会社化に伴って行うものです。また、本制度による当社の普通株式の発行に当たっては、当社、対象会社と対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されております。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社、対象会社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しており、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2017年7月18日～2020年3月31日

(2) 譲渡制限の解除

当社は原則として、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して対象会社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除することとします。ただし、対象取締役が、死亡により取締役の地位から退任した場合、心身の故障に基づく就労不能により解任された場合等は、取締役の地位にあったことを条件とせず、譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除することとします。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点もしくは譲渡制限解除した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式については、当社が当然に無償で取得することとします。なお、譲渡制限期間満了前の譲渡制限解除は、対象取締役が死亡した場合に限ります。

(4) 組織再編等に関する取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、組織再編等効力発生日に組織再編等の対価として付与される存続会社や完全親会社の株式については、本契約と実質的に同程度の条件で譲渡制限を付する旨の合意をし、金銭その他、存続会社や完全親会社の株式以外の財産については、本譲渡制限期間中の取扱について協議するものとします。

5. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株発行は金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議の日の前営業日（2017年6月29日）における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である4,575円としており、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所における当社の普通株式の1ヶ月（2017年5月30日から2017年6月29日まで）の終値単純平均値である4,558円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率0.37%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3ヶ月（2017年3月30日から2017年6月29日まで）終値単純平均値である4,425円からの乖離率3.39%、および6ヶ月（2016年12月30日から2017年6月29日まで）終値単純平均値である4,193円からの乖離率9.11%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上